

～H28年度

平成29年度予算額：9,280千円（新規）

H25～28年度 歯科診療情報の標準化に関する実証事業

【成果】

- ①口腔状態の標準データセットを元に「口腔診査情報コード仕様」の策定を行った。
- ②ベンダー各社に「口腔診査情報コード仕様」を提供し、レセコン用プログラム開発を行い、実装に向けた課題等を明らかにした。
- ③歯科診療情報の保存方法を分類し、それらの方法について利点・欠点・解決すべき点等を明らかにした。
- ④歯科診療情報の利活用方法を考案し、その実現に際し、検討すべき点や課題を明らかにした。

実用化に向けた発展的事業展開

本事業

H29年度

- ①歯科情報の標準化普及事業
- ②標準化歯科情報の利活用

【目的】

- ①前事業の未完了部分を実施するとともに、モデル地区（2地域程度）における「口腔診査情報コード仕様」に準拠した電子カルテ等の実証を目的とする。モデル事業により「口腔診査情報コード仕様」の修正及び電子カルテ等の改良を行う。
- ②歯科医療機関における身元確認作業の効率化・迅速化を行うための体制を整備すること及び国民や医療従事者にとって歯科情報の有益な利活用方法の検討を行うこと等を目的とする。

【予想される結果】

- ①「口腔診査情報コード仕様」に準拠した電子カルテ等のモニタリングにより、仕様及び電子カルテ等の課題が明らかとなり、その改良が行われる。
- ②歯科医療機関で使用可能な身元確認アプリケーションが開発される。国民・医療従事者にとって有益な歯科情報が明らかとなる。

H30年度

- ①歯科情報の標準化普及事業
- ②標準化歯科情報の利活用

【目的】

- ①前年度とは異なる地域を選択し、モデル事業を行い、更に「口腔診査情報コード仕様」に準拠した電子カルテ等の実証を行うことを目的とする。
- ②前年度に引き続き、身元確認を効率化・迅速化するための体制を整備すること及び利活用に必要な歯科情報の検討を行うことを目的とする。

【予想される結果】

- ①H29年度と同様に、「口腔診査情報コード仕様」に準拠した電子カルテ等のモニタリングにより、仕様及び電子カルテ等の改良を行い、それらが概ね完成型となる。
- ②歯科医療機関における歯科情報及び警察等が所有する身元不明者の歯科情報が標準化された状態で利用可能となり、身元確認作業の効率化・迅速化が可能となる。利活用に必要な情報が「口腔診査情報コード仕様」に反映される。

H31年度

- ①歯科情報の標準化普及事業
- ②標準化歯科情報の利活用
- ③医療分野の標準規格取得

【目的】

- ①前年度とは異なる地域を選択し、H30年度と同様にモデル事業を行うことを目的とする。
- ②具体的な歯科情報利活用方法を提示し、国民や医療従事者の理解を得ることを目的とする。
- ③「口腔診査情報コード仕様」の医療分野における標準規格取得を目的とする。

【予想される結果】

- ①「口腔診査情報コード仕様」及びそれに準拠した電子カルテ等が完成型となる。
- ②国民や医療従事者にとって有益な歯科情報の利活用に関する理解が深まり、全国普及へと繋がる。
- ③「口腔診査情報コード仕様」の医療分野における標準規格取得に向け、準備を整え、課題等が明らかとなる。

歯科情報の利活用及び標準化普及に関する検討会

歯科診療情報の標準化に関する検討会の後継会議体、庶務は医政局歯科保健課が担当



下部WG



検討結果報告

歯科情報の利活用に関するWG

有識者（歯科医学、医学、看護学、医療情報、情報技術等の専門家、患者代表、法律家等）による会議体

- 国民にとって必要な情報の選別
- 医療従事者（他職種）にとって必要な情報の創出
- 保健医療における歯科の役割を検討
- 保健医療分野における医療情報利活用推進施策との整合性を図る
- 利活用に際した課題の検討

モデル地区

「口腔診査情報コード仕様」に準拠した電子カルテ等の配備及びモニタリング

事業実施



結果分析

事業内容検討



事業報告

事業受託者（日本歯科医師会）

歯科情報の標準化普及事業WG

事業受託者が設置する、有識者（歯科医学、歯科法医学、医療情報、情報技術等の専門家、法律家、警察庁、厚生労働省等）による会議体

- 身元確認作業の効率化・迅速化
歯科医療機関の歯科情報及び警察等が所有する身元不明者の歯科情報の標準化、身元検索アプリケーションの開発等
- 「口腔診査情報コード仕様」の完成及び医療分野における標準規格取得
- 事業の実施・管理・運営